

農地法第 3 条許可申請 必要書類

■ 提出書類

書類	権利設定の種類			提出
	使用貸借	賃貸借	所有権	
☐ 1 農地法第3条の規定による許可申請書 ※ 現在、権利設定をされている農地については、合意解約が必要となります。 ※ 申請者が連名の場合は、申請者数に応じて部数が増えます。	○	○	○	3 部
☐ 2 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※ 該当する土地すべての全部事項証明書が必要です。	○	○	○	各 1 部
☐ 3 農地の賃貸借等に関する契約書の写し ※ 契約書は2部作成し、印紙を貼って割印。コピーを農業委員会に提出し、原本は出し手と受け手でそれぞれ保管してください。 賃貸借の場合必要な印紙は200円/部 になります。売買は金額によって必要な印紙の額が変わりますので、印紙税法や国税庁HP等をご参照ください。	△	○		1 部
☐ 4 事業計画書 新規就農の場合	○	○	○	1 部
☐ 5 求積図（内地番で賃貸借、使用貸借する場合）	○	○	-	各 1 部
☐ 6 測量図（申請に際して分筆を行っている場合）	○	○	○	各 1 部
☐ 7 営農証明書 ※ 受け手が幕別町以外に住所を有する農業者・農地所有適格法人の場合。 本拠地のある市町村の農業委員会で営農証明を取得し、添付してください。	○	○	○	1 部
☐ 8 委任状 ※ 共有名義の土地を扱う場合、出し手・受け手のどちらかが申請に立ち会わない場合、親族や司法書士等代理の方に依頼する場合等	○	○	○	1 部

※ この他、必要に応じて農業委員会より書類の提出をお願いする場合があります。

※ 申請書の提出期限は毎月10日（10日が閉庁の場合は、翌開庁日）

※ 申請後、地区を担当する農業委員へご連絡をお願いいたします。